

低入札価格調査制度事務処理要領

平成19年7月19日作成

(目的)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係わる価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの、落札者の決定方法について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約をいう。
- (2) 業務委託等 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約をいう。
- (3) 調査基準価格 低入札価格調査を行う際の上限価格をいう。
- (4) 調査対象範囲 調査基準価格以下で申込みを行った者を対象とする。

(対象)

第3 この要領は、指名業者選定委員会において低入札価格調査が必要であると認めた、建設工事及び業務委託の競争入札に適用する。

(調査基準価格の設定方法)

第4 調査基準価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を基準に設定し、あらかじめ予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5 入札を行う場合は、入札に参加しようとする者に対し、次の事項についてあらかじめ周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の以下の事項。
 - ① 入札終了の方法及び結果の通知方法。
 - ② 該当者は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ③ 該当者は、直ちに当該入札価格に係わる工事費内訳書を提出しなければならないこと。
 - ④ 該当者は、発注者の行う調査に応じなければならないこと。
 - ⑤ 調査に関する書類と判断結果は、原則として公開又は公表されること。

(入札の執行)

第6 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者全員に対して「保留」と宣言をし、本要領により調査を実施するため、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第7 入札担当課長は、調査対象となった入札者に対し、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がされるか否かについて調査を行うものとし、調査にあたっては、設計担当課長に技術的審査を求めることとする。

尚、調査にあたっては、必要に応じて調査対象者から事情聴取を行うこととし、調査対象者は聴取に応じなければならない。

(調査の結果、適合した履行がされると認めた場合の措置)

第8 入札担当課長は、調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札者とする旨を通知する。

2 他の入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置)

第9 入札担当課長は、調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、直ちに調査対象者に落札者としないう旨を通知する。

2 次順位者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、調査基準価格以上の場合は、次順位者に落札者となった旨を通知するものとする。

3 他の入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

4 次順位者の入札価格が、調査対象範囲内にある場合は、第7～第9に定める手続きを実施するものとする。

(調査結果の審査)

第10 入札担当課長は、調査の結果を指名業者選定委員会に提出し、審査及び決定を受けた後に通知するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年 7月20日以降の入札から試行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日以降の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成20年 9月 1日以降の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 6月 1日以降の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年 6月 1日以降の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 6月 1日以降の入札から適用する。

附 則
この要領は、平成28年 4月 1日以降の入札から適用する。

附 則
この要領は、平成29年 4月 1日以降の入札から適用する。

附 則
この要領は、令和元年 5月 1日以降の入札から適用する。

(別添)

建設工事請負契約等に係わる「低入札価格調査基準価格」の算定

工事請負等に係わる競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係わる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係わる価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 「調査基準価格」の算定

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

2 算定式

「予定価格に占める割合」	$(\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times 55\%) / \text{工事価格} \times 100$
--------------	---

- ※7.5%～9.2%の範囲内とする。
- ※7.5%未満の場合は7.5%とする。
- ※9.2%を超える場合は9.2%とする。

「調査基準価格」	予定価格(税抜) × 上記の「予定価格に占める割合」
----------	----------------------------

3 工事価格の構成

